

令和元年 6 月 11 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「書面による手続のデータエントリー業務（特許・実用新案）及び（意匠・商標）」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	特許庁が管理する書面における手続のデータエントリー業務一式
実施期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 (平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までは準備期間、業務開始は平成 29 年 4 月 1 日から)
受託事業者	一般財団法人工業所有権電子情報化センター
契約金額（税抜）	1,959,572,488 円（単年度あたり：489,893,122 円） (特許・実用新案) 339,966,388 円（単年度あたり） (意匠・商標) 149,926,734 円（単年度あたり）
入札の状況	(特許・実用新案) 1 者応札（入札参加は 2 者であったが、1 者が基礎点の評価基準を満たさず失格）（説明会参加=11 者／予定価内=1 者） (意匠・商標等) 1 者応札（説明会参加=11 者／予定価内=1 者）
事業の目的	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号。以下、「特例法」という。）に規定する特定手続の、電子情報処理組織（オンライン）を利用して手続を行う業務のデータエントリー業務。 出願人等から提出された工業所有権に関する手続書類（紙媒体）を、登録情報処理機関を活用し電子化することにより、特許庁内の事務処理の効率化や、迅速かつ的確な知的財産権の権利付与、及びユーザーへのより早い特許情報の提供を行うことを目的とする。
選定の経緯	競争性（1 者応札）に課題があったことから、平成 23 年度事業選定の公物管理等分科会の公開ヒアリング対象事業として選定され、公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月 10 日閣議決定）において民間競争入札の対象となった。

※なお、当該事業の契約期間は令和2年度までであるが、本事業は契約初年度を準備期間として1年間を要するため、次期入札を令和元年に実施することに伴い、本年までの事業結果をもとに事業評価を行うものである。

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保という点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である。

2 検討

(1) 評価方法について

経済産業省特許庁から提出された平成29年4月から平成31年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準（一例）	評価
	(1) データ精度 申請書類の電子化誤り率は、データエントリー電子化規準書等で10 ⁻⁶ 程度と定められているのでこれを遵守すること。	サービスの質は確保されている。 (理由) データエントリーの誤りは (1)特許・実用新案 平成29年度 115,441件中4字 平成30年度 109,045件中1字 (2)意匠・商標 平成29年度 161,553件中11字 平成30年度 162,774件中5字 であることを確認し、質が担保されていることを確認した。
(2) 納入スケジュール 特許庁の入口業務であるデータエントリー作業が遅延することにより、特許庁全体の業務遅延につながるため、定められた納入スケジュールを遵守すること。	適正に業務の質は確保されている。 (理由) 遅延件数=0 件 遅延日 =0 日 ※実施要項において、以下の条件に合致した場合、納品期日を変更するこ	

		<p>とができることとなっており、同規定が有効に機能したものと判断。</p> <p>①国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日が連続する場合（主にゴールデンウィーク）、又は 12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までの日が含まれる場合。</p> <p>② 担当者が特別に早期の納入が必要と判断した案件の場合</p>
	<p>（3）秘密を適正に取り扱うための必要な措置</p> <p>事業を実施する上で知り得た個人情報及び機密情報の取り扱いについて、民間事業者は必要な措置を講じ、情報漏洩を発生させないようにつること。</p>	<p>サービスの質は確保されている。</p> <p>（理由）</p> <p>事業者は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である ISO27001 認証を平成29年1月に取得し、適切な情報の管理に取り組んでいる。</p> <p>また、具体的なセキュリティ対策としては、指静脈認証（生体認証）の利用による本人以外のなりすましの防止、内部情報の移動の操作を操作ログで管理、リムーバブルメディアへのコピーの制限による持ち出し制御等により情報漏洩を抑止している。</p> <p>さらに、特許庁においては、事業者における個人情報の取扱いについて、個人情報が適切に管理されていることを平成 30 年 9 月 13 日に現地を訪問し、上記と併せて確認している。</p>
<p>民間事業者からの改善提案</p>	<p>なし</p>	

(3) 実施経費（税抜）及び評価

本事業は、出来高払いとなっており、年度によって電子化の件数が異なる。このため、単価・固定費に分けて比較を行い、下記の評価比較のための総額（以下、「評価総額」という）を用いて、条件を同じにして評価を行った。

$$\text{評価総額} = (\text{単価} \times \text{納品予定数※}) + \text{固定費}$$

※今期実施要項に定められた納品予定数

①単価による評価

個別の書類によって、単価の増減についてはばらつきがあるものの、事業全体の書類の単価については、特許・実用新案で▲21.9%の低減、意匠・商標で▲56.5%の低減があった。

ア（特許・実用新案）

（税込み）

年度	納品 総件数	申請書 17 種類の 単価合計（円）	支払合計金額 （円）	対 28 年増減 (%)	
				単価	(参考) 総額
平成 28 年度 (市場化前)	124,772	65,675	254,887,234	—	—
平成 29 年度	115,441	51,305	191,941,739	▲21.9	▲24.7
平成 30 年度	109,045	51,305	179,721,545	▲21.9	▲29.5

※平成 29 年度、平成 30 年度の「申請書 17 種類の単価合計」は 2 カ年の事業の平均

イ（意匠・商標）

（税込み）

年度	納品 総件数	申請書 17 種類の 単価合計（円）	支払合計金額 （円）	対 28 年増減 (%)	
				単価	(参考) 総額
平成 28 年度 (市場化前)	156,929	31,112	137,582,856	—	—
平成 29 年度	161,553	13,534	69,897,504	▲56.5	▲49.2
平成 30 年度	162,774	13,534	69,722,661	▲56.5	▲49.3

②固定費による評価

固定費においては、特許・実用新案で▲9.3%、意匠・商標で▲2.0%と削減効果が認められる。

単位：千円（税込み）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	対 28 年増減
特許・実用新案	224,064	203,243	203,243	▲20,821 (▲9.3%)
意匠・商標	116,155	113,794	113,794	▲2,361 (▲2.0%)

③総額の評価

出来高払いのため、総額を実施経費で比較することは妥当でないため、「評価総額」を用いて、条件を同じにして比較する。

「特許・実用新案」の評価総額において、▲2,550千円(▲0.3%)削減が認められる。

「意匠・商標」でも▲52,934千円(▲14.0%)削減されており、全体として▲55,484千円(▲5.0%)削減が認められる。

単位：千円（税込み）

		平成 28 年度	平成 29・30 年度	対 28 増減
特許・実用新案	2 年	736,878	734,328	▲2,550(▲0.3%)
	単年度	368,439	367,164	▲1,275(▲0.3%)
意匠・商標	2 年	376,776	323,842	▲52,934(▲14.0%)
	単年度	188,388	161,921	▲26,467(▲14.0%)
計	2 年	1,113,654	1,058,170	▲55,484(▲5.0%)
	単年度	556,827	529,085	▲27,742(▲5.0%)

※平成 28 年度（2 年）の金額は、比較しやすいよう平成 28 年度×2 年で算出。

（4）選定の際の課題に対応する改善

課題	競争性に課題が認められたところ、参加資格の緩和、準備期間の確保等を実施したが、結果 1 者応募するに至り、課題が残った。
----	--

（5）評価のまとめ

経費削減効果については、単価において、特許・実用新案で▲14,370円(▲21.9%)、意匠・商標で▲17,578円(▲56.5%)が認められた。

また、評価総額においても、▲55,484千円(▲5.0%)の削減が認められた。

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、法令に定めのある業務であることから厳しく設定されているものの、目標水準を達成していることは評価できる。

（6）今後の方針

以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

そのため、次期事業においては、入札参加可能事業者へのヒアリングを実施する等、競争性の改善について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

2019年5月22日
特許庁

民間競争入札事業

「書面による手続のデータエントリー業務（特許・実用新案）及び（意匠・商標）」 の実施状況 （平成29年度及び平成30年度）

I 事業の概要

1. 業務内容

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下、「特例法」という。）に規定する特定手続は、電子情報処理組織（オンライン）を利用して手続を行うことができ、特許庁の電子記録ファイルへ記録される。一方、これらの手続きが書面により行われた場合には、特許庁長官は書面の情報を電子化し、電子ファイルに記録する必要がある。

前記の書面により行われた手続を電子ファイルへ記録するために必要となる電子化業務については、一定の専門的技術・知識と相当の設備を要し、且つ、業務としては定型的、機械的なものであることから、外部の機関を活用して行っている。

本事業は、「書面による手続のデータエントリー業務一式」のうち特許・実用新案及び意匠・商標に係る手続が書面等により行われた場合に特許庁が定める電子化規準に則り書面等を電子化（データエントリー）するものである。

2. 期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

（平成28年4月1日から平成29年3月31日までは準備期間、業務開始は平成29年4月1日から）

3. 事業者

一般財団法人工業所有権電子情報化センター

4. 事業者決定の経緯

(1) 特許・実用新案

「書面による手続のデータエントリー業務（特許・実用新案）」民間競争入札実施要項に基づき、総合評価落札方式による入札を行ったところ、入札説明会では11者の参加があったところ、応札者が2者であった。平成28年2月22日に、入札参加者2者から提出された提案書について技術審査委員会にて審査した結果、1者は基礎点を満たさないため失格となり、必須項目の基準を満たした当事業者が合格となった。その後、平成28年3月7日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価落札方式に則り前述の事業者が落札者となった。

(2) 意匠・商標

「書面による手続のデータエントリー業務（意匠・商標）」民間競争入札実施要項に基づき、総合評価落札方式による入札を行ったところ、入札説明会では11者の参加があったところ、応札者が1者であった。平成28年2月22日に、入札参加者1者から提出された提案書について技術審査委員会にて審査した結果、必須項目の基準を満たした当事業者が合格となった。その後、平成28年3月7日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価落札方式に則り前述の事業者が落札者となった。

5. 調査の期間

平成29年4月1日～平成31年3月31日

II 確保されるべき質の達成状況

1. データ精度

確保すべきサービスの質	実施状況
申請書類の電子化誤り率は、データエントリー電子化規準書等で 10^{-6} 程度と定められているのでこれを遵守すること。	(1) 特許・実用新案 納入件数 平成29年度：合計115,441件 平成30年度：合計109,045件 (2) 意匠・商標 納入件数 平成29年度：合計161,553件 平成30年度：合計162,774件

確保すべきサービスの質	実施状況
	<p>これに対して庁内外からの、電子化誤り率10^{-6}程度を超える電子化誤りに関する指摘はなかった。</p> <p>電子化誤りは</p> <p>(1)特許・実用新案 平成28年度 (準備期間) 平成29年度 115,441件中4字 平成30年度 109,045件中1字</p> <p>(2)意匠・商標 平成28年度 (準備期間) 平成29年度 161,553件中11字 平成30年度 162,774件中5字</p> <p>また、担当者が定期的にサンプルチェックを行い、データ精度が遵守されていることを確認している。</p>

2. 納入スケジュール

確保すべきサービスの質	実施状況
<p>特許庁の入口業務であるデータエントリー作業が遅延することにより、特許庁全体の業務遅延につながるため、定められた納入スケジュールを遵守すること。</p>	<p>特許庁担当者が納入までの期間を変更した場合を除き、定められた納入スケジュールは遵守された。</p>
<p>発注及び納入は、行政機関休日法の休日を除き、毎日行う。ただし、以下に該当するときは、担当者がこれを変更する場合がある。</p> <p>イ. 前記期間中に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が連続する場合（主にゴールデンウィーク）、又は12月28日から翌年の1月3日までの日が含ま</p>	

れる場合。 ロ. 担当者が特別に早期の納入が必要 等と判断した案件の場合。	
---	--

3. 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

確保すべきサービスの質	実施状況
<p>事業を実施する上で知り得た個人情報及び機密情報の取り扱いについて、請負事業者は必要な措置を講じ、情報漏洩を発生させないようにすること。</p>	<p>事業者は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO27001 認証を平成29年1月に取得し、適切な情報の管理に取り組んでいる。</p>
<p>秘密を適正に取り扱うために必要な措置</p> <p>① 請負事業者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本業務の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。</p> <p>② 請負事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③ 請負事業者、その役職員その他本業務に従事する者又は従事していた者は、本業務の実施に関して知り得た秘密（以下「業務上の機密情報」という。）を漏らし、又は盗用してはならない。また、そのために必要な措置を講じなければならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条及び特例法第43条により罰則の適用がある。</p> <p>④ 本業務によって取得した個人情報及び業務上の機密情報は、本業務の目的の範囲内でのみ使用することとし、他</p>	<p>また、具体的なセキュリティ対策としては、指静脈認証（生体認証）の利用による本人以外のなりすましの防止、内部情報の移動の操作を操作ログで管理、リムーバブルメディアへのコピーの制限による持ち出し制御等により情報漏洩を抑止している。</p> <p>さらに、特許庁においては、事業者における個人情報の取扱いについて、個人情報が適切に管理されていることを平成30年9月13日に現地を訪問し、上記と併せて確認している。</p>

の目的に使用してはならない。また、情報を日本国外に持ち出してはならない。

- ⑤ 請負事業者は、本業務を終了し若しくは中止した場合は、本業務によって取得した個人情報及び業務上の機密情報を破棄しなければならない。この場合において、請負事業者は、前記情報が破棄されたことを証明する文書を予め特許庁及び請負事業者が合意の上定めた期日までに特許庁に提出しなければならない。
- ⑥ 請負事業者は、前記①～④を適切に実現するため、平成29年4月（業務開始日）までに情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS: Information Security Management System）を構築し、ISMS 認証機関による認証を取得していなければならない。
- ⑦ 請負事業者は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（内閣サイバーセキュリティセンター）、特許庁個人情報保護管理規程、経済産業省情報セキュリティ管理規程及び経済産業省情報セキュリティ対策基準等の関係法令及び規程を遵守しなければならない。

Ⅲ 実施経費の状況及び評価

1. 実施に要した経費

(1) 特許・実用新案

■ 平成29年度	納品件数	合計金額
	115,441件	396,370千円 (税込)

■ 平成30年度	納品件数	合計金額
	109,045件	384,544千円 (税込)

<経費削減状況>

契約は、変動費（納入件数×書類ごとの複数の単価）及び固定費（物件費、機材費、什器備品費等）による支払いであり、毎年度納入件数が変動するため、民間競争入札前・後の経費を単純比較は出来ないものの調達仕様書に記載されている発注予定件数等から相当経費を算出して比較すると以下のようなになる。

- ・ 民間競争入札前の経費（2年間/平成28年度(民間競争入札直前)の単価等を使用)

736,878千円 (税込) (単年度：368,439千円)

- ・ 民間競争入札後の経費（平成29年度、平成30年度）

734,328千円 (税込) (単年度：367,164千円)

2年間全体で 2,550千円、単年度で 1,275千円の経費が削減されると算出された。

(2) 意匠・商標

■ 平成29年度	納品件数	合計金額
	161,553件	189,148千円 (税込)

■ 平成30年度	納品件数	合計金額
	162,774件	189,368千円 (税込)

<経費削減状況>

契約は、変動費（納入件数×書類ごとの複数の単価）及び固定費（物件費、機材費、什器備品費等）による支払いであり、毎年度納入件数が変動するため、民間競争入札前・後の経費を単純比較は出来ないものの調達仕様書に記載されている発注予定件数等から相当経費を算出して比較すると以下のようなになる。

・民間競争入札前の経費（2年間/平成28年度(民間競争入札直前)の単価等を使用)
376,776千円（税込）（単年度：188,388千円）

・民間競争入札後の経費（平成29年度、平成30年度）
323,842千円（税込）（単年度：161,921千円）

2年間全体で 52,934千円、単年度で 26,467千円の経費が削減されると算出された。

(3) 国内書面の手続き（特許・実用新案・意匠・商標）としての比較

・民間競争入札前の経費（平成28年度(民間競争入札直前)の単価等を使用)
1,113,654千円（税込） 単年度（556,827千円：実績）

・民間競争入札後の経費（平成29年度、平成30年度）
1,058,170千円（税込）（単年度：529,085千円）

2年間全体で 55,484千円、単年度で 27,742千円の経費が削減されると算出された。

IV ヒアリング結果

入札説明会参加業者へのヒアリングをした結果、「専門的知識を有する事業内容である」、「海外拠点で行っているので入札条件に合わない」等の意見があった。また、「事業実施のための準備期間」については、賛否両方の意見があったことから、次期調達の際には、検討することとしたい。

V 評価のまとめ

平成29年度及び30年度において、確保されるべき質として設定した目標については達成しており、事業が確実に実施されていると評価できる。

また、経費削減においても特許・実用新案及び意匠・商標併せて単年度当たり27,742千円の削減が図られると算出できており、効率的な業務運営がなされていると評価できる。

VI 今後について

事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- (1) 実施期間中に事業者が業務改善指示を受けることや、業務に係る法令違反行為等を行った実績はない。
- (2) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成している。
- (3) 経費削減においても特許・実用新案及び意匠・商標併せて単年度当たり27,742千円の削減が図られると算出できており、効率的な業務運営がなされていると評価できる。

前述のとおり、民間競争入札のⅠ期目にあたり、本事業は良好に実施されているが、必須基準を満たした者が1者（1者は基礎項目で失格）であったことを踏まえると、競争性の確保面では十分とはいえない結果となった。今後の事業の実施にあたっては、入札スケジュールの見直しとして入札公告期間の延長や、ヒアリング結果を踏まえた登録情報処理機関としての登録及び事業を実施するための準備期間の検討、民間競争入札実施要項の記載の見直しによる業務詳細内容の明確化を検討しながら、引き続き民間競争入札による事業を実施することとしたい。